

遺伝子組換え食品とその表示制度



Q子。助手。
いつも前向き。



博士。
マイペース型。

ネコ。
しゃべれる。



Q子：最近暑いので、冷奴が食べたくなくて、スーパーで豆腐を買ってきたんです！

博士：どれそれ、、、うむ。この豆腐の原材料サイズは、「遺伝子組換えでない」ようじゃのお。

Q子：遺伝子組換え？

博士：うむ。遺伝子組換えとは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術のことじゃ。私たちが毎日食べているお米や野菜、果物の多くは、長い年月をかけて育てやすさやおいしさ等のために、品種改良が進められてきた。この品種改良技術の一つとして、遺伝子組換え技術が開発され、農作物の改良範囲の拡大や期間の短縮ができるようになったんじゃぞ！

Q子：へえ～。じゃあ、この豆腐の原材料サイズは、遺伝子組換え技術が使われてないということですか？

博士：そうじゃ。日本国内に流通する遺伝子組換え食品は、厚生労働省の安全性審査を受けており、安全性が確保されておるが、消費者が商品を選ぶときに参考となるよう、表示制度が定められておるんじゃ。

今日は、遺伝子組換え表示の制度について、詳しく説明していこう！

遺伝子組換え食品の任意表示制度が変わりました！

博士：まず、遺伝子組換えの表示には、義務表示と任意表示があるんじゃ。この豆腐を例に、下の表にまとめたぞ！

(分別生産流通管理の説明は裏面にあります)

【参考】「知っていますか？遺伝子組換え表示制度」消費者庁HP

豆腐に遺伝子組換えサイズを使っている場合

【義務表示】	原材料サイズを	分別生産流通管理をして、遺伝子組換えサイズを区別している場合	「遺伝子組換え」等と表示する
		分別生産流通管理をせず、遺伝子組換えサイズと非遺伝子組換えサイズを区別していない場合	「遺伝子組換え不分別」等と表示する
		分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換えサイズの意図せざる混入が5%を超えていた場合 (※大豆・トウモロコシに限る)	

豆腐に遺伝子組換えサイズを使っていない場合

【任意表示】	原材料サイズを	分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えているサイズを使用する場合	令和5年3月まで 「遺伝子組換えでない」等と表示できる		令和5年4月から 「分別生産流通管理済み」等と表示できる
		分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められるサイズを使用する場合			「遺伝子組換えでない」等と表示できる

博士：変わったのは、任意表示（遺伝子組換えサイズを使っていない場合）の表示ルールじゃ。

以前までは、分別生産流通管理をして、意図しない組換え遺伝子の混入が5%以下であっても、「遺伝子組換えでない」等と表示できたんじゃが、令和5年4月からは意図しない混入がない場合にしか表示できなくなったんじゃ。

Q子：ルールが厳しくなったということですか？

博士：そうじゃ。また、意図せざる混入が5%以下の場合、「分別生産流通管理済み」等と表示することができる。ただし、「遺伝子組換えでない」や「分別生産流通管理済み」等の表示は任意表示じゃから、必ず表示されているわけじゃないんじゃ。

大豆とトウモロコシ以外については、組換え遺伝子の意図せざる混入率の定めはないんだニャ～。



Q子：ところで、さっきから博士が言っている、「分別生産流通管理済み」って何ですか？

博士：分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通、加工のどの段階でも管理者が責任をもって分別管理していて、それが書類により証明されていることじゃよ。



Q子：へえ～。豆腐の他にも、遺伝子組換えの表示をしている食品ってあるんですか？

博士：うむ。安全性が確認されていて、国内で流通することが認められている農産物は9つ（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）あるんじゃが、この9つの農産物と、それを原材料とした33の加工品群が、遺伝子組換えの義務表示の対象じゃ。33の加工食品群には、今日食べた冷奴や、ポップコーン、ポテトスナック菓子など身近なものもたくさんあるぞ！

Q子：へえ～！買い物をするときに、気にしてみます！

博士：最近、遺伝子組換え食品も身近になってきておる。どの商品を選ぶかは、自分で選ぶわけじゃが、賢い選択ができるよう、表示の見方を知り、生活に役立てれるとよいのお！

遺伝子組換え表示についての情報は、消費者庁のホームページで確認できるぞ！

消費者庁 遺伝子組換え表示に関する情報

検索

食品安全対策モニターを募集しています！

博士：岐阜県では食品や食品の安全性に関する意見や情報を、皆様から幅広くお聞きすることを目的として「食品安全対策モニター」を設置しているんじゃ。

食品安全に関する研修会やイベントの情報をお届け！

◆「食品安全対策モニター」とは？

県民の意見に配慮した県民参加型の食品安全行政を推進するために、食品や食品の安全性に関する意見や情報を、皆様から幅広くお聞きすることを目的として「食品安全対策モニター」を設置しています。

◆登録の利点は？

食品の安全に関するシンポジウムやセミナー等の開催案内や、食品安全に関する情報紙等を提供します。

◆行わなければならないことは？

お願いしたい事項は、次のとおりです。（義務ではありません。）

- ① アンケート調査（最大で年2回）
- ② 疑問点、要望や意見等の申出
- ③ お友達等へのクチコミ

◆登録期限は？

登録日から4年を過ぎて最初の3月31日（4～5年間）
ただし、登録期間中に、再度「食品安全セミナー」等にご参加いただいた場合は、再登録として期限が延長されます。
（※今回、再登録された方は、令和9年3月31日までとなります。）



登録はこちらから

登録無料